

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

グロービング株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

2025 年 10 月 24 日

東京都港区南青山三丁目 1 番 3 4 号

グローピング株式会社

代表取締役 田 中 耕 平

東京都港区南青山三丁目 1 番 3 4 号

3 r d M I N A M I A O Y A M A 1 1 階

代表取締役 中 川 和 彦

グローピング株式会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）と X - A I . L a b o 株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会等の決議を経て、2025 年 10 月 20 日付で吸収合併契約を締結し、2025 年 12 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という。）を行なうことといたしました。

本件吸収合併に関する事前開示事項（会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 1 条並びに会社法第 7 8 2 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 8 2 条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行ないません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社は、2025年9月25日付株式譲渡契約に基づき、吸収合併消滅会社の全株式を取得いたしました。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

8. 補足

本書面の記載事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

グローピング株式会社（以下「甲」という。）及び X-AI.Labo 株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：グローピング株式会社

住所：東京都港区南青山 3 丁目 1 番 34 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：X-AI.Labo 株式会社

住所：東京都港区南青山 3 丁目 1 番 34 号 3 r d M I N A M I A O Y A M A 1 1 階

第 3 条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（合併契約等の決定）

甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併により、また、乙は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併により、それぞれ本契約及び本合併に必要な事項に関し、株主総会決議を経ることなく決定するものとする。

第 7 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権

利義務の一切を承継する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第 9 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 20 日

甲：東京都港区南青山 3 丁目 1 番 34 号

グローピング株式会社

代表取締役 田中 耕平



乙：東京都港区南青山 3 丁目 1 番 34 号

3 r d M I N A M I A O Y A M A 1 1 階

X-AI.Labo 株式会社

代表取締役 中川 和彦



貸借対照表

(2025 年 5 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	735,208	流 動 負 債	213,721
現 金 お よ び 預 金	651,079	未 払 金	109,846
売 掛 金	84,128	未 払 費 用	1
		未 払 法 人 税 等	75,917
固 定 資 産	14,101	未 払 消 費 税 等	27,956
繰 延 税 金 資 産	14,101		
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	535,588
		資 本 金	245,000
		資 本 剰 余 金	195,000
		資 本 準 備 金	195,000
		利 益 剰 余 金	95,588
		そ の 他 利 益 剰 余 金	95,588
		繰 越 利 益 剰 余 金	95,588
		(うち当期純利益金額)	95,603
		純 資 産 合 計	535,588
資 産 合 計	749,309	負 債 純 資 産 合 計	749,309

損益計算書

(2024 年 6 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日まで)

科 目	金 額	
		千円
売上高		721,475
売上原価		545,202
売上総利益		176,273
販売費及び一般管理費		24,849
営業利益		151,424
営業外収益		
受取利息	262	
雑収入	0	263
営業外費用		
雑費用	0	0
経常利益		151,687
税引前当期純利益		151,687
法人税、住民税及び事業税		70,185
法人税等調整額		△14,101
当期純利益		95,603

株主資本等変動計算書

(2024 年 6 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金	利益剰余金 合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000			-	△15	△15	49,985
事業年度中の変 動額							
新株の発行	195,000	195,000	195,000				390,000
剰余金の配当							
当期純利益					95,603	95,603	95,603
当期変動額合計	195,000	195,000	195,000	-	95,603	95,603	485,603
当期末残高	245,000	195,000	195,000	-	95,588	95,588	535,588

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてAI-Xエンジニアリング事業をおこなっております。

エンジニアリング事業に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

Ⅱ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	141	—	641
合計	500	141	—	641

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当ありません。

(注) この計算書類中の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。